

妊産婦さんの健康診査等にかかる通院交通費等助成

対象者

出産日・申請日に石狩市民である

妊産婦さんで、自宅から「最寄りの分娩可能医療機関までの距離」が
「25 km」を超える方

※近くに医療機関がなく遠距離の通院となる方に
対する助成なので、対象となるかどうかは実際に
通院している医療機関ではなく、自宅にもっとも
近い医療機関までの距離で判断します。

～助成対象となる距離の目安～

自宅の住所 (例示)	最寄りの分娩 医療機関	距離 該当する基準	交通費	宿泊費
			該当	
花川北 (石狩市役所)	エナレディース	4.7 km	該当	該当
	クリニック	25 km以下	しない	しない
厚田区厚田 (厚田支所)	エナレディース	34.4 km	○	該当
	クリニック	25超~50 km以下		しない
浜益区浜益 (浜益支所)	留萌市立病院	60.3 km	○	○
		50超~75 km以下		出産準備

※自宅から医療機関までの距離は、距離計測サイトなどでご確認ください。

※里帰り出産のご予定の方は、該当になる場合もありますので担当の保健師
にまずご相談ください。

助成対象

- 市の受診票を使用した妊婦健診 14 回・出産後の産婦健診 1 回と、
出産のための受診 1 回 にかかる交通費
- 距離が 50 km を超える方が、出産直前に医療機関近隣の宿泊施設を
利用した際の宿泊費（14 泊まで）

《詳細は市のホームページへ》



問い合わせ・申請窓口

出産日の翌日から 6 ヶ月以内に、
以下の必要書類を提出してください。

- 助成金申請書**
- 母子健康手帳の写し**
- (表紙・妊娠中の経過・出産の状況・出産後の母体の経過のページ)
- 産後健診の領収書の写し**
- 通帳の写し** (振込口座がわかるもの)
- その他申請に必要なもの** (領収書など)

石狩市役所 子ども政策課

(0133) 72-3116

厚田支所 市民福祉課

(0133) 78-1033

浜益支所 市民福祉課

(0133) 79-2112

※出産前に転出した場合は、転出届出日の翌日から 6 ヶ月以内に
申請してください。